

医療福祉相談業務請負契約書（案）

沖縄県立中部病院院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立中部病院の医療福祉相談業務に関し、次のとおり業務請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、医療福祉相談業務（以下「業務」という。）を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

3 第1項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和5年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（請負金額）

第3条 この契約に基づく請負金額は、 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の請負金額の24分の1の範囲内で翌月に甲に請求し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。なお、端数については、最終月にその月の金額と合わせて請求するものとする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第4条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（支払遅延利息）

第5条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

（契約保証金）

第6条 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額（当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除される。

（現場責任者）

第7条 乙は、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任

するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 本契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は本契約業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した責任者に対して行うものとする。

3 乙は現場責任者の氏名を、書面をもって甲に通知しなければならない。また、これを変更した場合も同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(現場従事者及び責任者)

第9条 乙は、業務現場において直接業務に従事する者（以下「現場従事者」という。）及び現場従事者を指揮監督その他業務の遂行に必要な事務を司る責任者（以下「現場責任者」という。）を定め、書面をもってその氏名等を甲に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、現場従事者を兼ねることを妨げない。

3 甲は、業務履行に関する注文、指示等は前項の現場責任者に対して行うものとする。

4 乙は、現場従事者及び責任者に業務の遂行に必要な十分な技能を修得させ、業務の遂行に万全を期するとともに風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、健康管理に努めなければならない。

5 乙は、現場従事者及び責任者に業務の特殊性に鑑み、流行性感染症（インフルエンザ、麻疹等）に対する抗体を保持する責任を持つものでなければならない。

6 乙は、現場従事者及び責任者に乙の定める制服を着用させるとともに氏名を明示させ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

7 甲は、円滑適正な業務遂行上、不適当と認める現場従事者及び責任者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(業務遂行の計画、実施及び報告)

第10条 乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。

2 乙は、実施結果に関する記録を甲に報告し、業務の完遂を確認しあうものとする。

3 報告は、毎月の業務完了後に行うものとし、勤務者の出退勤状況、入職者及び退職者のリストを含むものとする。

4 報告様式及び内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務の調査等)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第12条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

2 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める従事者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(契約不履行時の措置)

第13条 第21条の定めのほか、乙が仕様書に定める請負業務の全部又は一部を欠いた場合、甲乙協議のうえ請負金額より換算した額を、第3条第2項の請求金額より差し引くものとする。

(法令上の責任)

第14条 乙は、この業務遂行にあたる従業員に対し雇用者及び使用者として労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(機器等の提供及び光熱水費等の負担並びに善管注意義務)

第15条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。

2 乙が使用する電話料及び光熱水費等は、業務の処理上甲が必要と認める場合に限りにおいて、甲の負担とする。

3 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故がおきないように常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

4 前項の事故が発生したとき、又はそのおそれがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(機密の保持)

第16条 乙及び乙の従業員は、この業務の遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(事故発生時の対応手順)

第 18 条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理
担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して 10 日以内に提出するものとする。

(損害賠償の責任)

第 19 条 乙は、この業務履行中、乙及び乙の従業員の責に帰すべき事由により甲若しくは第三
者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(反社会的勢力に係る解除)

第 20 条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、何らの催
告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。但し、故意又は過失によらず
して次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実が判明した後、直ちに当該
関係を解消したときはこの限りでないものとする。

一 乙又は乙の役員若しくは実質的に経営に支配的な影響力を有する者（以下「役員等」とい
う。）が反社会的勢力である場合。

二 乙又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をして
いる場合又は、反社会的勢力と何らかの取引その他の関係を有している場合。

2 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を
することなく、本契約を解除することが出来るものとする。

一 暴力的な要求行為。

二 法的な責任を超えた不当な要求行為。

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害す
る行為。

五 その他前各号に準ずる行為。

3 前 2 項の規定により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負
わないものとする。

(社会紛争及び天災)

第 21 条 騒擾、労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の契約
履行不可能又は困難となった場合、甲が被る損害について、乙はその責を負わないものとす
る。

(権利義務の譲渡禁止)

第 22 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しく
は業務の処理を代行させてはならない。

(契約の解除等)

第 23 条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することがで
きる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。

3 第1項及び第2項及び第23条の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(予算の減額による契約の解除)

第24条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(委託単価の改訂)

第25条 本契約の契約期間中において、物価の変動およびその他の事由により委託単価を改定する必要が生じた場合、甲乙双方協議のうえ委託単価を改定することができるものとする。

(契約の変更又は中止)

第26条 契約期間中、甲乙の一方から第8条、第20条、第23条、第24条によらない不測の契約の変更又は中止の申出があり、他方の責に帰すべき事由のない場合、その契約の変更又は中止に伴う損害は賠償しなければならない。前文の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(訴訟)

第27条 委託企業（乙）に所属する職員が当院を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中のものは当院に配置をしないこと。

(事務の引継ぎ)

第28条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、事務の引継を受けなければならない。

2 この契約が終了したとき、又は解約された場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(契約外の事項)

第29条 この契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

乙